

住民税、国民健康保険料・介護保険料の大幅負担増は本当にひどい!?

6/8 発送

6/15 発送

(40~64歳までの国保加入者分)



6月11日から区役所には、来庁者や電話が殺到!!

「こんなに上がっては、とても払えない!」

第2回定例会(区長) 区民の負担軽減を促すこと迫る

各家庭に今年度の住民税の通知が6月8日に国保料の通知が翌週15日に発送され、昨年に続き大きな不安と怒りが広がっています。国や区は、税源移譲されても所得税と住民税の負担は合計すれば変わらないと説明していますが、昨年度からの65歳以上の高齢者への非課税限度額の廃止、定率減税の縮小、そして今年度の定率減税の廃止が税のフラット化と重なり、所得の低い方ほど大幅に上がっています。

(6月12日行なった代表質問の要約)

【質問】区民生活の維持向上を図るため、この間なくしてきた税金控除制度の復活を国に求めよ。

【区長】国に求めることは考えてない。

【質問】区独自に、低額所得者に対する特別区民税減免制度を創設すべき。

【区長】現在、都で平成20年度実施に向けた個人都民税の軽減策が検討されているが、現時点では具体的な内容が不明でしたが、この動向を慎重に見極めた上で判断をしたい。

【質問】国保料は、住民税の負担増で影響する。年1万円を上限に値上げ分との差額を助成する制度を作るべき。

【区長】特別区独自に激変緩和措置を講じ、住民税方式の枠組みの範囲内で、できるだけ対応をしたと認識。今年度も国保会計へ一般会計から50億円規模も繰り入れている。保険料値上げに対する助成制度を設けることは困難と考える。

【質問】シルバーパスの今年新たに70歳になる方などの軽減策がない。都に要求すると同時に区でも対策を。

【区長】都に求めていくことや区独自の一部補助については考えていないが、購入金額については非課税者と課税者との格差が大きいので、住民税額に応じたきめ細やかな設定を行うよう都に対して要望していきたい。

【質問】減税につながる制度「お役立ち情報」を、関係する課が共同して広報などで徹底的に周知するべき。また岐阜市では、介護保険の要介護認定者6,200人全員に障害者控除についての案内と申請書を発送し、3,245人が減税になっている。介護保険だけでなく、高額な医療費がかかった方に医療費控除の制度をというように、個別に丁寧にお知らせすべき。

【区長】広報やホームページなどで行っている。今後ご指摘のような要介護認定者の方等に対する、よりきめ細かな周知方法等のあり方について、関係各課でさらに検討を進める。

新宿区独自の軽減策を行ってほしい 引き続き値上げはごまかさないで



国保料については、そもそも国の負担が大きく減る中で、区民負担が大幅に増えています。様々な要因で国保加入の被保険者は15万人と区民の過半数を超えています。区が支援するのは当然ではないでしょうか?
みなさん。日本共産党区議団は、先の区議選でも公約したように、好転している区財政を活用し、くらしが大変な区民を支援するよう、引き続きがんばります。



5月11日、区役所前で新宿社協が「住民税・国保料の負担増に抗議します」との旗を振る中、36人の参加で宣伝。

日本共産党区議団は、低所得者の住民税を免除するための条例提案を行いました。
前年の所得が生活保護(生活・住宅・教育扶助の合計)基準以下であり、住民税の支払いが困難な方に対し、川崎市で現在行っている制度とほぼ同様に、住民税の免除を行えるように提案しました。日本共産党の8名と社会の2名、計10名が賛成しましたが、他の党派が反対し否決されました。

区民はビックリ! 住民税の納税通知が届いた直後の6月11日からの1週間で、昼間の来庁者が660名、電話は正確には分かりませんが、昨年の5割増しだったそうです。国保料についても、昨年に引き続き、問合せが殺到しているそうです。

---子どもも高齢者も輝く新宿に---

日本共産党新宿区議会議員

近藤なつ子

こんにちは 近藤なつ子 です

NO.106 2007.6.23 発行:日本共産党新宿区議団

区議団控室: TEL5273-3551、Fax3200-1474

近藤: TEL090-4849-3227、Fax3200-5163

e-mail: natsuko_kon86@muf.biglobe.ne.jp

HP: http://www5e.biglobe.ne.jp/~natsu86/

印刷掲示責任者 戸山1-16-16-310 近藤奈津子



都営住宅・区立住宅にお住まいのみなさんへ

住まい・暮らし・税金等なんでも相談会

6月24日(日) 午後6時~
若松地域センター・第2集会室B

6月26日(火) 午後7時~
榎町地域センター・大会議室B

概ね1時間半
行っています。



家賃の減免、住宅改修など

「収入報告書」を出さないと家賃が5万円を超える
ことがあります。書類をそろえて出しましょう。
書き方のご相談にもなります！

☆家賃減額はどうすればよいのか

☆収入超過で家を出なければならぬか

その他

インターホンや手すりなど住宅改造したい。

エレベーターを付けてもらいたい。

などなどとお悩みの方

<都営住宅は7月2日、区立住宅は7月13日まで>



ご存知ですか？こんな制度、こんな活用法

NO. 104号に掲載した記事の1部を再掲しました。

【 障害者認定は… 】

この制度を活用するには、区の高齢者サービス課に申請し「障害者認定書」の交付を受け、税金の申請時に一緒に提示します。

要介護認定を受けていて、「6ヶ月以上寝たきり」または「認知症」により、日常生活に支障のある65歳以上の方は、障害者手帳の交付を受けた方に準ずるものとして、福祉事務所長の認定が受けられます。

認定書の有効期限は、対象者の障害事由の存在期間です。

障害者控除（所得税27万円、住民税26万円）、また特別障害者控除（所得税40万円、住民税30万円）を受ければ税金が下がります。

【 医療費控除額は… 】

医療費控除額（最高200万円） = 06年中に支払った医療費の総額 - 保険金などで補てんされる金額 - 10万円（所得の合計額が200万円までの場合は所得の合計額の5%）

医療費控除額の対象となるのは、医療費、医療等による診療を受けるために直接必要な費用、及び介護保険制度の下で提供される一定の施設・居室サービスの対価です。

*申告をし住民税の非課税世帯になると

非課税世帯で、かつ申告をし一定の基準以下である場合は、国保料の均等割額が7割または5割減額されます。今年度は、均等割が上がり35,100円です。よって、7割減額の方は、10,530円。5割減額の方は、17,550円となり、これを10ヶ月で納付することになります。

近藤なつ子区議、4期目をスタート！

初心に戻り、公約実現のためがんばります。

今後2年間の委員会の所属が決まりました。

環境建設委員会委員、自治・地方分権特別委員会委員、議会運絵員委員会副委員長。また、区議団の政調会長になりました。



お気軽にご相談にお来してください！近藤へは:090-4849-3227